

2023年2月8日

申請者：狩谷尚志（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

論文題目：日本社会保障における「自立」思想と政策—1945～2020年—

論文審査委員

田中 拓道

西野 史子

桜井 啓太

1. 本論文の概要

本論文は、1945年から2010年代までの日本の社会保障、とりわけ生活保護制度、障害者福祉、高齢者福祉、および1990年代以降の自立支援政策を対象として、制度の形成・改訂において「自立」という理念がどのように用いられたのかを、行政官、専門家、政治家のみならず、社会運動、労働運動、民間支援団体、当事者らの言説から明らかにしようとした研究である。

2. 本論文の成果と問題点

本論文の成果として以下の三点が挙げられる。

第一に、従来の研究が主に1990年代以降の自立支援政策を対象とし、それ以前の政策に関する研究も行政官、政治家などの言説を主な対象としていたのに対して、本研究は1945年から2010年代までの幅広い時代を扱い、かつ民間支援団体、労働運動、当事者などの多様なアクターの言説を対象とした点である。特に生活保護法の形成過程では、GHQ福祉局員、与野党の政治家、厚生官僚、研究者、社会事業家など、きわめて広い論者の言説を調査し、「自立」をめぐる認識の違いを浮き彫りにさせている。1961年の生活保護改訂については厚生官僚、ケースワーカー、朝日訴訟の当事者らの言説を、1970～80年代の障害者福祉においては障害者運動などの言説を、2013年の生活困窮者自立支援

法の形成過程では専門家、政治家、支援団体やNPOの言説を取り上げている。これらの幅広いアクターの言説を一つの視座から再構成し、戦後日本の社会保障史、とりわけ社会福祉史を「自立」をめぐる通史としてまとめ上げた点が、本論文の重要な成果である。

第二に、上記の作業を通じて「自立」という概念の持つ歴史的な多義性を明らかにした点である。本論文によれば、生活保護法の形成過程では、生存権の保障だけでなく「自立の助長」が一貫して重視されていた。「自立」を就労を通じた自活ととらえるか、社会生活への参画ととらえるかなどの対立も敗戦直後から存在していた。さらに「自立の助長」のために生活保護受給者への指導や監督をどの程度認めるかをめぐっても論争があった。1961年の生活保護法改訂では、「自立」の内容が文化的生活を営む自由へと拡張された。1970～80年代の障害者福祉では、「自立」という概念をめぐる障害者自身の選択、サービスの提供者・受給者間の「契約」という考え方が生まれた。以上の歴史的な経緯を踏まえ、「自立」という概念の多義的な内容が思想的な資源となって、1990年代以降の高齢者介護、障害者政策、生活困窮者対策などにおける一連の自立支援政策へと結びついていったことを明らかにした。

第三に、本論文の独自性として、国家と個人の相互義務という観点を導入した点が挙げられる。本論文によれば、戦後の生活保護法の形成期から、個人を権利主体ととらえるだけでなく、「自立」に向けた義務を負う存在ととらえる見方が存在した。同様の認識は、1970年代の「日本型福祉社会」論にも見られる。一方1970年代以降の障害者福祉では、個人を契約主体ととらえる見方も登場した。1990年代以降の自立支援政策では、国家、民間団体、個人がそれぞれに「自立」に向けた責任を担う存在と位置づけられたという。生活保護や社会福祉を個人の権利からではなく、国家と個人の相互義務という観点からとらえることはきわめて論争的な解釈であるが、既存の社会保障・社会福祉研究に対して一つの新しい見方を提示したという点では意義が認められる。

以上のような成果が認められるものの、本論文にはいくつかの問題点も指摘できる。

第一は、研究対象を広く取ったことの反面として、特に後半部の論述がやや概説的なものにとどまっている点である。本論文の前半が生活保護法、障害者福祉を主な対象としているのに対して、1990年代以降は高齢者介護、障害者福祉、生活困窮者対策など、自立支援の対象となる政策が著しく広がっているため、全体の論旨が見えづらくなっている。

生活困窮者自立支援政策などを主な対象に絞ったうえで、それらをめぐる言説をより詳細に検討した方が、論述の一貫性が高まったのではないかと思われる。

第二に、本論文は制度の形成過程に関与したアクターの言説を分析しているものの、それらの言説が実際の制度の形成過程でどのように参照され、制度にどのように反映されたのかは十分に明らかにしていない。本研究は、あくまで制度の背景にあった言説の分析であるため、「自立」という観点から見た制度そのものの分析は別に行われる必要がある。

もちろん、以上の諸点は本論文の学位論文としての水準を損なうものではなく、狩谷尚志氏自身が十分に自覚しており、近い将来の研究において克服されていくことが期待できる。

3. 最終試験の結果の要旨

2023年1月20日、学位請求論文提出者、狩谷尚志氏の論文についての最終試験を行った。本試験において、審査委員が提出論文「日本社会保障における「自立」思想と政策—1945～2020年—」に関する疑問点について逐一説明を求めたのに対し、氏はいずれも十分な説明を与えた。

よって、審査委員一同は、狩谷尚志氏が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（社会学）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有するものと認定した。